

政令第三百五十八号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）別表第二第九十四号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十八号ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げるものを除く。

イ 塩素酸ナトリウム四七・五%以上五二・五%以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）
（炭酸水素ナトリウム二七%以上三七%以下を含有するものに限る。）

ロ 爆発薬

第二条第一項中第八十五号の十四を第八十五号の十五とし、第八十五号の七から第八十五号の十三までを一号ずつ繰り下げ、第八十五号の六の次に次の一号を加える。

八十五の七 四―「二―（四―ターシャリーブチルフエニル）エトキシ」キナゾリン（別名フェナザキ

ン）及びこれを含むする製剤。ただし、四「二」（四「ターシヤリーブチルフエニル」エトキシ」キナズリン一九・四％以下を含むするものを除く。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十八号ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第八十五号の七に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和八年一月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和八年一月三十一日まで、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 十七の三 （略） 十八 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 イ 塩素酸ナトリウム四七・五％以上五二・五％以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）（炭酸水素ナトリウム二七％以上三七％以下を含有するものに限る。） ロ 爆発薬 十八の二 八十五の六 （略） 八十五の七 四一「二」（四一ターシャリーブチルフエニル）エトキシ」キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤。ただし、四一「二」（四一ターシャリーブチルフエニル）「エトキシ」キナゾリン一九・四％以下を含有するものを除く。 八十五の八 八十五の十五 （略） 八十六 百十 （略） 2 （略）	（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 十七の三 （略） 十八 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。 十八の二 八十五の六 （略） （新設） 八十五の七 八十五の十四 （略） 八十六 百十 （略） 2 （略）